

2010年10月20日

mail ニュース

No.13・通巻258

自治労連

都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 米山隆史

TEL 03-5381-0250

実態を反映しない政治的な勧告！

都内で働く民間労働者にも悪影響を与える都人勧は認められない

2010年10月20日

自治労連都庁職書記長 米山 隆史

都人事委員会は、10月7日に公民較差（△1,235円、△0.29%）があるとして、年間給与を10.5万円削減する不当な勧告を行いました。一時金は、年間支給月数を0.20月分引下げ（4.15月→3.95月）、平成23年6月期の支給分から勤勉手当の割合を国と同程度まで引き上げることとしています。これで例月給は6年連続、一時金は2年連続の引下げとなります。人事院が公表した地域別賃金では国を1とすれば東京は1.08、国家公務員を100とした場合の都の職員の水準は103.6、民間の水準は全国を100として都は123.3であり、勧告が出ている他団体では神戸、広島、福岡、大阪、北九州より低いという、とんでもない公民比較が行なわれています。

人事委員会は、給料表の改定にあたって公民較差相当分と地域手当の引上げ（17%→18%）に伴う給料月額を引き下げ分をあわせて引下げ改定し、採用試験区分I類A（大学院終了程度）の初任給付近までは引き下げを行わず、管理職層の引下げ幅を緩和して高齢層を強めに引き下げることとしています。その結果、職責を反映した給与水準の確保、昇給カーブのフラット化（0.0%～△1.5% 平均改定率△1.2%）を行なうとして、引き続き高齢層の給与を引き下げるという冷遇をしています。

国の人事院が昨年自宅に係わる住居手当を廃止しましたが、人事委員会は住居手当について扶養親族を有する職員に対する加算を廃止（9000円→8500円）としましたが、国と都の制度の違いを無視し大都市東京で働く都庁職員の実態を反映しない不当な勧告です。また、扶養手当については3人目以降の子等に係る手当の引上げ（5000円→6000円）としています。

また、今回も不利益不遡及の原則に反して、公民較差相当分を解消するための所要の調整を行なうことにしています。

人事院が勧告した56歳以降を対象とした特別な減額措置はすでに独自の手法で給与水準を抑制しており必要ないとしました。しかし、国の人事院は高齢期雇用のあり方について、定年を段階的に65歳まで延長することが適当であるとし、再雇用等の継続雇用を中心とした60歳台前半の民間の水準を踏まえて給与水準・体系を設計するとし、50歳台のあり方についても見直しを検討するとしています。これを受けて都人事委員会は、高齢期雇用のあり方について都の人事制度全般について今後

の任用・給与制度全体のあり方を展望して検討するとしており、組合員のライフスタイルや要求に合わせた検討を行なわせることが求められています。

いま、労働基本権回復の議論が行なわれていますが、人事委員会は労働基本権制約の代償措置の機能を発揮していないと批判せざるを得ません。現在、私たち公務員労働者にかけている理不尽な政治的圧力や不当な公務員バッシングにより、この11年間私たちの賃金は据え置かれるか引き下げられてきました。公務員労働者の賃金引下げは民間労働者の賃金引下げに連動し、「悪魔のサイクル」と呼ばれる官民を問わない賃金引下げが繰り返されて、結果として日本経済が低迷する原因にもなっています。

菅首相の所信表明演説には、深刻な不況が続く経済危機のもとで、労働者と国民の生活がどんなに深刻なのか全く言及がありません。民間企業の賃金が1年間で平均23%も減り、中小企業からも悲鳴が上がっているのに、大企業は内部留保を1年間で11兆円も増やして244兆円も溜め込み、手元資金だけでも52兆円という「空前の金余り」状態になっています。若者が大学を卒業しても就職できないことが大問題となっていますが、大企業が1年間に増やした11兆円の内部留保のわずか3.4%を使えば新卒者15万7000人を雇用できるとの試算もあります。民主党政権は労働者・国民の生活を守るために、いまこそ大企業が内部に溜め込んでいる巨額の資金を使って日本経済を建て直し、家計を直接応援する政策に転換すべきです。

石原都政は都民の生活がかつてないほどに貧困と較差が拡大して深刻な状況にあるにもかかわらず、自らの責任を認めず、もっぱら国の責任に転嫁しています。石原知事と与党によってゆがめられた都政のカジを切り換えて、都政が都民の暮らしと雇用を守り、福祉を充実させるなど都民の生活を守ることを最優先して取り組むべきです。また、都当局は都庁で働く非正規労働者の均等待遇を保障すべきですし、当面、私たちは最低賃金1000円以上の実現を求めます。

自治労連都庁職は、これからの秋冬の闘いで、都庁で働く組合員の賃金を保障させる取り組み、都当局に対しての予算人員要求の実現と都民の暮らしを守る要求の実現を求める取り組み、都庁で働く非正規労働者の要求実現の取り組みなどに全力で取り組みます。